

## 令和6年度 大気中のアスベスト測定結果について

福岡市内5地域（各2地点）で一般環境大気中のアスベスト濃度を測定するとともに、アスベスト除去等工事現場の敷地境界で大気中のアスベスト濃度を測定した。

### 1 一般環境大気

いずれの地域でも総繊維数濃度<sup>※1</sup>1本/L未満であり、WHOの資料<sup>※2</sup>からも健康影響はないとされている濃度レベルだった。

表1 一般環境大気中のアスベスト測定結果

| 地域分類     | 測定地域  | 総繊維数濃度（本/L）<br>（位相差顕微鏡法） |      |
|----------|-------|--------------------------|------|
|          |       | 地点1                      | 地点2  |
| 住宅地域     | 早良区祖原 | 0.070                    | 0.11 |
|          | 南区塩原  | 0.088                    | 0.12 |
| 商業地域     | 中央区天神 | 0.12                     | 0.10 |
| 準工業地域    | 博多区吉塚 | 0.10                     | 0.20 |
| 幹線道路沿線地域 | 博多区千代 | 0.15                     | 0.16 |

※1：アスベスト以外の繊維も含む全ての繊維状粒子濃度の合計で、位相差顕微鏡法で測定。

※2：【WHOの環境保健クライテリア 53（1986）】石綿及びその他の天然鉱物繊維が人の健康に及ぼす影響を総合的に評価したもので、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1～10本/リットル程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い」とされている。

### 2 アスベスト除去等工事

令和6年度にアスベスト排出等作業実施届出があった工事現場及び令和5年の届出のうち令和6年度にアスベスト除去等工事をした工事現場の59件のうち、50件の工事現場の敷地境界において、大気中のアスベスト濃度を測定した。

その結果、アスベスト繊維数濃度が目安としている10本/L<sup>※3</sup>を超過した工事現場が1件あったため、結果判明後に直ちに工事を止め、原因調査と改善対策を指導し、工事再開後に適切な除去工事が行われたことを確認した。

※3：大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設（アスベスト製品製造施設等）の敷地境界基準

表2 アスベスト除去等工事におけるアスベスト測定結果

|  |
|--|
| 令和6年度届出件数及び令和5年度からの繰り越し工事現場の件数 59件   |
| <内訳><br>令和6年度アスベスト排出等作業実施届出件数 55件<br>令和5年度アスベスト排出等作業実施届出のうち6年度に除去等工事をした件数 4件                 |
| アスベスト濃度測定を行った工事現場の件数 50件   |
| <測定結果><br>①総繊維数濃度 <sup>※4</sup> 10本/L以下 49件<br>②総繊維数濃度10本/L超過 1件<br>(うちアスベスト繊維数濃度10本/L超過 1件) |
| アスベスト濃度測定を行わなかった工事現場の件数 9件   |
| <内訳><br>①飛散の恐れが無い工法等 8件<br>②次年度に測定を行うもの 1件   |

※4：アスベスト以外の繊維も含む全ての繊維状粒子濃度の合計で、位相差顕微鏡法で測定。